

しょう ひと 障がいのある人への さ べつ 差別をなくしましょう



へいせい ねん がつ にち しょう ひと ひと とも まな とも い
平成23年7月1日に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる
いわて けん しょうれい し ころ
岩手県づくり条例」が施行されました。

この条例は、障がいのある人もない人もお互いを大切に、共に助け
あ く ら す こ と が で き る よ う な ち い き
合って暮らすことができるような地域をつくることを目的としています。

へいせい ねん がつ しょうがいしやぎやくたい ぼう し しょうがいしや よう ご しゃ たい し えん
平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援
とう かん ほうりつ しょうがいしやぎやくたいぼう し ほう へいせい ねん がつ しょうがい り ゆう
等に関する法律(障害者虐待防止法)」が、平成28年4月には「障害を理由と
する差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」も施行されて
います。

しょう り かい ふか しょう り ゆう さ べつ う
障がいについての理解を深め、障がいがあることを理由に差別を受け
く かん しゃかい
たり、暮らしにくいと感じたりすることのない社会をつくりましょう。

岩手県

ふとう さべつ てき とり あつか 不当な差別的取扱いは きん し 禁止されています!

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
ひと しょうけん きんし
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りかい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
よう つと たいせつ
よう努めることが大切です。

ふとう さべつ てき とり あつか ぐ たいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉

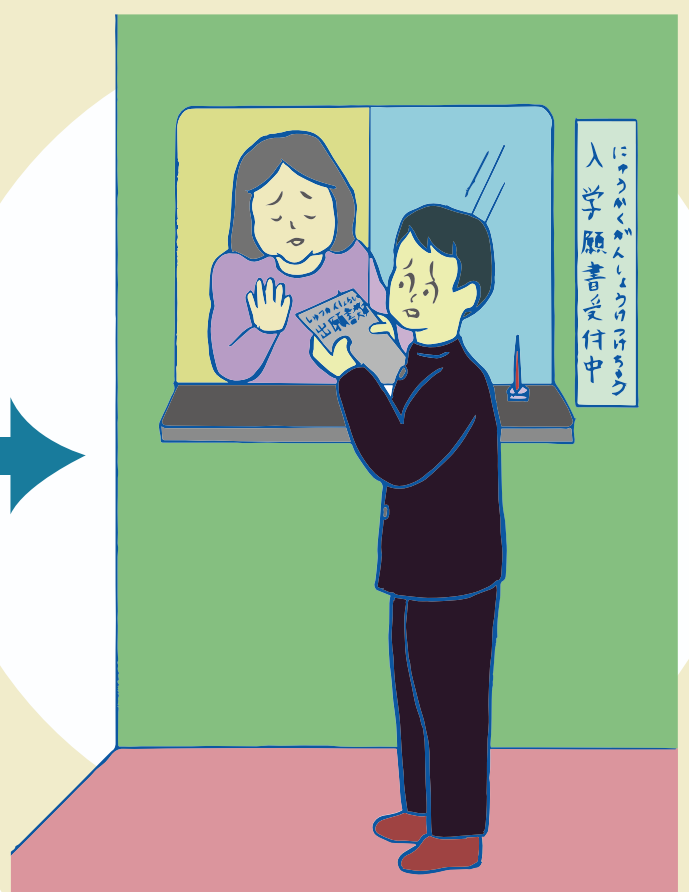


うけつけ たいおう きよひ
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし
本人を無視して
かいじょしゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
つきそ ひと
付き添いの人だけに
はな
話しかける。



がっこう じゅけん にゅうがく きょひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。

ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。



合理的配慮が

求められています!

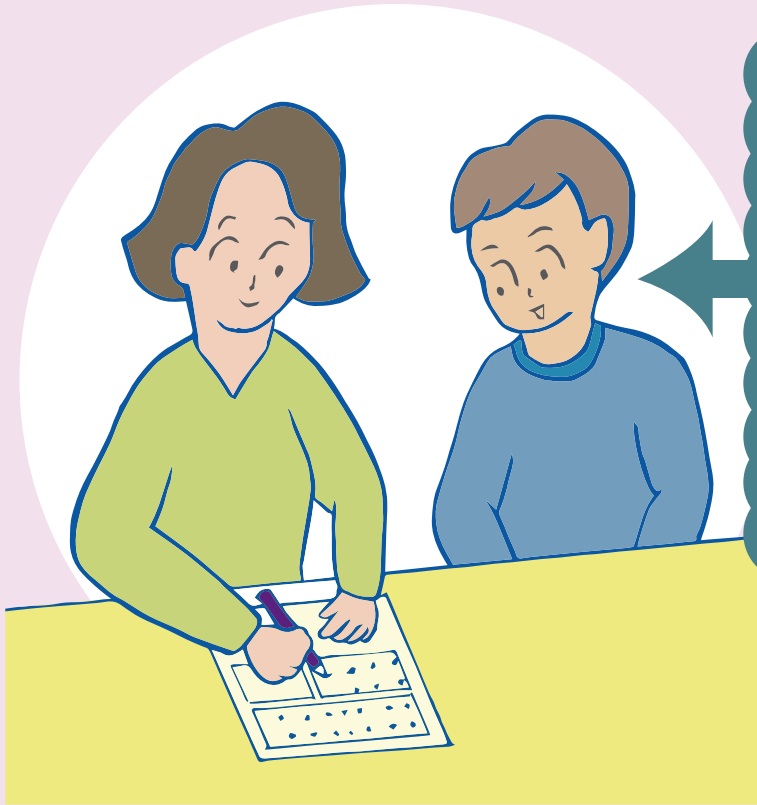
合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。



しょうがい ひと
 障害のある人から、
 じぶん が こ むずか が
 「自分で書き込むのが難しいので代わり
 か つた
 に書いてほしい」と伝えられたとき、
 か か もんだい しょうい
 代わりに書くことに問題がない書類の
 ばあい ひと い し じゅうぶん
 場合は、その人の意思を十分に
 かくにん か か
 確認しながら代わりに書く。

い し つた あ え
 意思を伝え合うために絵や
 しゃしん
 写真のカードやタブレット
 たんまつ つか
 端末などを使う。



だん さ ばあい
 段差がある場合に、スロープ
 つか ほ じょ
 などを使って補助する。

ごう り て き はい りょ じ れい ない かく ふ
 合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
 にあります。

ごう り て き はい りょ
 合理的配慮サーチ

けん さく
 検索 🔍

ごう り て き はい りょ しょうがい しゅべつ せいかつ ぼめん じ
 合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から事
 れい こんご < たいれい しゅうりゅう
 例をさがすことができます。今後、さらに具体例を収集・
 ちくせき ないよう じゅうじつ
 蓄積し、内容を充実させていきます。

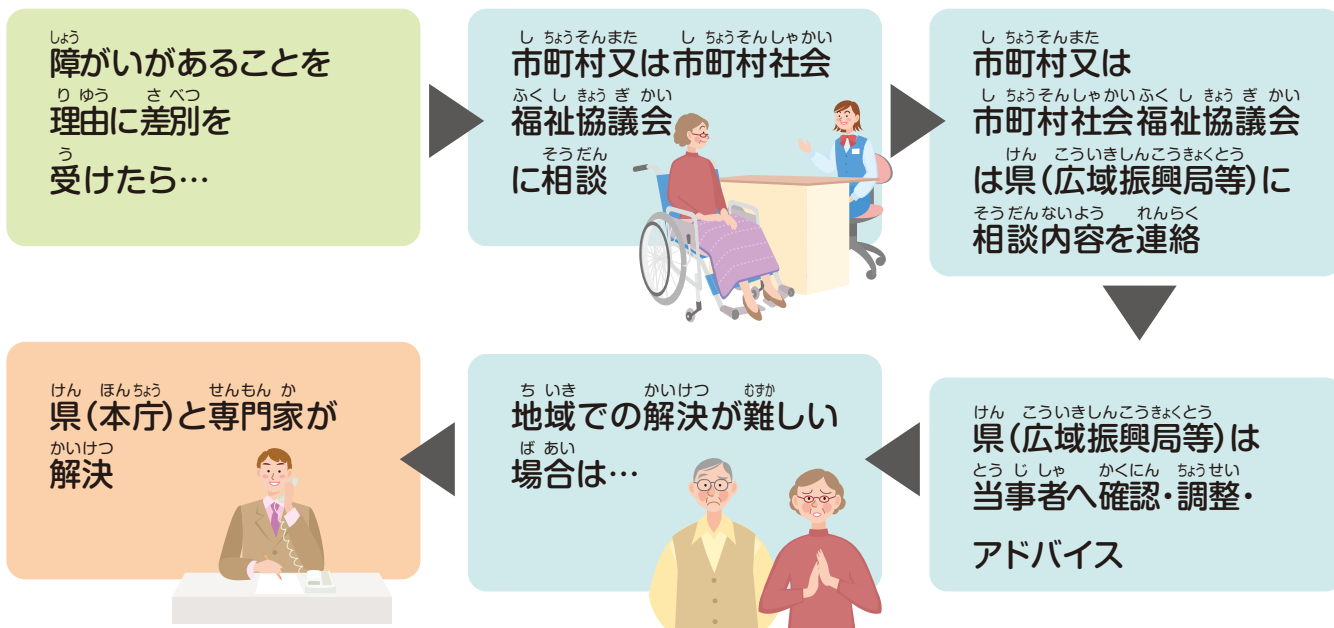
しょう ひと ひと とも まな とも い いわ て けん しょうれい 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

へいせい ねん がつ にち し こう くに しょうがいしゃぎゃくたいぼう し ほう しょうがいしゃ さ べつがいしょうほう せんこう し こう
(平成23年7月1日施行 | 国の「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に先行して施行しています。)

もくてき 目的

しょう ひと しょう ひと たが けん り せんちよう あ
障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら、
こころゆた しゅたいてき せいかつ とも まな とも い ちいき
心豊かに主体的に生活することができる(共に学び共に生きる)地域づくり

しょう しゃ さ べつ かん そうだん なが 障がい者差別に関する相談の流れ



そうだんれい 【相談例】

そうだん ない いう 相談内容

たい おう しょう きょう 対応状況

ふ どうさんぎょうしゃ つう しょうかい
不動産業者を通じてアパートを紹介された
が、アパートの大家に、障がいのあることを
りゆう けいやく ことわ おおや りかい え
理由に契約を断られた。大家の理解を得ら
れるのであれば入居したい。

おおや にゅうきょ ことわ りゆう かくにん
大家に入居を断った理由を確認。
しょう りゆう ことわ
「障がいがあること」を理由に断ったので
はなく、「収入状況によるもの」であったた
め、相談者に事情を説明し、理解を得た。

りよう うんてんしゅ もんく
タクシーを利用しているが、運転手から文句
をいわれる。自分の障がいを理解してほしい。

かいしゃ し じつかくにん
タクシー会社に事実確認。
かいしゃ こんご はつげん
会社では、今後このような発言をしないよう
しよう むいん しどう かいどう
乗務員に指員したとの回答であった。

しょう しゃさべつ かん 障がい者差別に関する

そうだんまどぐち れんらくさき 相談窓口の連絡先はこちらです↓



市町村名 相談窓口(電話番号)

盛岡市	盛岡市障がい福祉課(019-613-8296)	盛岡市社会福祉協議会(019-651-1000)
宮古市	宮古市福祉課(0193-68-9135)	
大船渡市	大船渡市地域福祉課(0192-27-3111(内186・187))	大船渡市社会福祉協議会(0192-27-0001)
花巻市	花巻市障がい福祉課(0198-24-2111(内512))	花巻市社会福祉協議会(0198-22-6708)
北上市	北上市福祉課(0197-72-8214)	北上市社会福祉協議会(0197-64-1212)
久慈市	久慈市社会福祉課(0194-52-2119)	
遠野市	遠野市健康福祉の里福祉課(0198-68-3193)	遠野市社会福祉協議会(0198-62-8459)
一関市	一関市福祉課(0191-21-8355)	
陸前高田市	陸前高田市保健福祉課(0192-54-2111)	陸前高田市社会福祉協議会(0192-54-5151)
釜石市	釜石市地域福祉課(0193-22-0177)	
二戸市	二戸市福祉課(0195-23-1313)	
八幡平市	八幡平市地域福祉課(0195-74-2111(内1108))	八幡平市社会福祉協議会(0195-74-4400)
奥州市	奥州市福祉課(0197-24-2111(内1226))	奥州市社会福祉協議会(0197-25-7171)
滝沢市	滝沢市地域福祉課(019-656-6517)	
雫石町	雫石町総合福祉課(019-692-6473)	
葛巻町	葛巻町健康福祉課(0195-66-2111(内152・153))	
岩手町	岩手町健康福祉課(0195-62-2111(内512・514))	
紫波町	紫波町健康福祉課(019-672-2111(内1321))	紫波町社会福祉協議会(019-672-3258)
矢巾町	矢巾町福祉・子ども課(019-611-2573)	矢巾町社会福祉協議会(019-611-2840)
西和賀町	西和賀町健康福祉課(0197-85-3412(内115))	西和賀町社会福祉協議会(0197-85-3225)
金ヶ崎町	金ヶ崎町保健福祉センター(0197-44-4560)	金ヶ崎町社会福祉協議会(0197-44-6060)
平泉町	平泉町保健センター(0191-46-5571)	
住田町	住田町保健福祉課(0192-46-3862)	住田町社会福祉協議会(0192-46-2300)
大槌町	大槌町保健福祉課(0193-42-8715)	
山田町	山田町長寿福祉課(0193-82-3111(内149))	山田町社会福祉協議会(0193-82-3841)
岩泉町	岩泉町保健福祉課社会福祉室(0194-22-2111)	
田野畑村	田野畑村健康福祉課(0194-33-3102)	田野畑村社会福祉協議会(0194-33-3025)
普代村	普代村住民福祉課(0194-35-2113)	
軽米町	軽米町健康福祉課(0195-46-4736)	
野田村	野田村住民福祉課(0194-78-2913)	
九戸村	九戸村住民生活課(0195-42-2111(内202))	九戸村社会福祉協議会(0195-41-1200)
洋野町	洋野町福祉課(0194-65-5915)	
一戸町	一戸町総合保健福祉センター健康福祉課(0195-32-3700)	一戸町社会福祉協議会(0195-33-3385)

しょうれい かん たいあわ
条例に関するお問合せ

いわてけん ほけんふくし ぶ しょう ほけんふくし か
岩手県 保健福祉部 障がい保健福祉課

電話：019-629-5448 ファックス：019-629-5454 E-mail：AD0006@pref.iwate.jp

※ 県条例では、「差別」を「不利益な取扱い」と定めています。

しょう しょう しょう
障がい者虐待に関する

しゃぎやくたい かん
そうだんまどぐち れんらくさき
相談窓口の連絡先はこちらです↓



市町村名	相談窓口	電話番号
盛岡市	盛岡市 障がい福祉課	019-626-7508
宮古市	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット	0193-64-7878
大船渡市	大船渡市 地域福祉課 障害福祉係	0192-27-3111(内186・187)
	社会福祉法人大洋会地域活動支援センター星雲相談室	0192-21-1305
花巻市	花巻市 障がい福祉課	0198-24-2111(内512)
北上市	北上市 福祉課 障がい福祉係	0197-72-8214
久慈市	久慈市 社会福祉課	0194-52-2119
遠野市	遠野市 健康福祉の里 福祉課	0198-68-3193
一関市	一関市 福祉課	0191-21-8355
陸前高田市	陸前高田市 保健福祉課	0192-54-2111
釜石市	釜石市 地域福祉課	0193-22-0177
二戸市	二戸市 福祉課	0195-23-1313
八幡平市	八幡平市 地域福祉課 障がい福祉係	0195-74-2111(内1108)
奥州市	奥州市 福祉課	0197-24-2111(内1226)
滝沢市	滝沢市 地域福祉課	019-656-6517
雫石町	雫石町 総合福祉課	019-692-6473
葛巻町	葛巻町 健康福祉課	0195-66-2111(内152・153)
岩手町	岩手町 健康福祉課 福祉支援係	0195-62-2111(内512・514)
紫波町	紫波町 健康福祉課	019-672-2111(内1321)
矢巾町	矢巾町 福祉・子ども課	019-611-2573
西和賀町	西和賀町 健康福祉課	0197-85-3412(内115)
金ケ崎町	金ケ崎町 保健福祉センター	0197-44-4560
平泉町	平泉町 保健センター	0191-46-5571
住田町	住田町 保健福祉課 福祉係	0192-46-3862
大槌町	大槌町 保健福祉課	0193-42-8715
山田町	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット	0193-64-7878
岩泉町	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット	0193-64-7878
田野畑村	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット	0193-64-7878
普代村	特定非営利活動法人ハックの家	0194-34-2303
軽米町	軽米町 健康福祉課	0195-46-4736
野田村	野田村 住民福祉課	0194-78-2913
九戸村	九戸村 住民生活課 地域福祉班	0195-42-2111(内202)
洋野町	洋野町 福祉課	0194-65-5915
一戸町	一戸町 総合保健福祉センター 健康福祉課	0195-32-3700

ぎゃくたい う そうだん
虐待を受けたらすぐに相談しましょう

たと
例えば…

しんたいてきぎゃくたい
身体的虐待



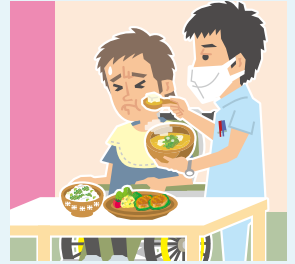
たたかれる



へやとこ
 部屋に閉じ込められて
 そとで
 外に出られない



しばつ
 ベッドに縛り付けられる



むりやりもの
 無理やり食べ物を
 くちい
 口に入れられる

せいてきぎゃくたい
性的虐待

しんりてきぎゃくたい
心理的虐待



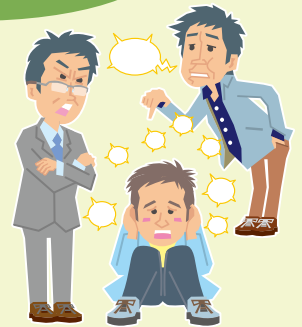
はだか
 裸にされる



からださわ
 体を触られる



なかまはず
 仲間外れにされる、または
 はな
 話しかけても無視される



「バカ」、「アホ」などの
 ことばあ
 言葉を浴びせられる

ほうき ほうち
**放棄・放置
 (ネグレクト)**

けいざいてきぎゃくたい
経済的虐待



びょうき びょういん
 病気になっても病院へ
 つ
 連れて行ってもらえない



きょくたん しょくじ すいぶん
 極端に食事・水分が
 あた
 与えられない



はたら
 働いたのに
 ちんぎん
 賃金がもらえない



しゅぼ ふうどう ちやうじかん
 職場で不当に長時間
 ろうどう
 労働を強いられる



へや そうじ
 部屋の掃除がされず、
 ほうち
 ごみも放置されたまま、
 ふけつ じやうたい く
 不潔な状態で暮らしている



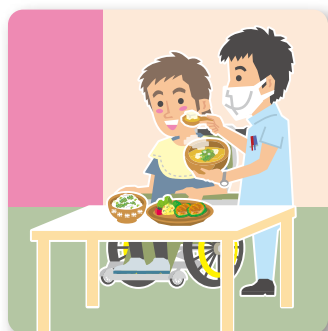
かぞく かね と あ
 家族にお金を取り上げ
 られ、自由に使えない



かぞく ねんきん かって
 家族に年金で勝手に
 くるま か
 車を買われた

しょう ひと 障がいのある人への

ぎゃく たい 虐待をなくしましょう



へいせい ねん がつ にち しょうがいしゃぎゃくたい ぼう し しょうがいしゃ よう こ しゃ たい
平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する

し えんどう かん ほうりつ し こう
支援等に関する法律」が施行されました。

しょう ひと たい ぎゃくたい ひと そんげん がい しょう
障がいのある人に対する虐待は、その人の尊厳を害するものであり、障が

いのある人の自立や社会参加のために虐待の防止を図ることが重要

です。

しょう かた ぎゃくたい うたが はっけん まよ たんとう まどぐち そうだん
障がいのある方への虐待の疑いを発見したら、迷わず担当窓口へ相談し

ましょう。